

新 旧 対 照 表

当座預金規定(一般用)

令和5年8月23日改訂

新	旧
<p>第10条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 呈示された手形、小切手は呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。なお、当金庫の判断で15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとし、それにより損害が発生したとしても当金庫は責任を負わないものとします。</p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第10条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>